

令和3年3月19日号

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報10号



# 一人で悩まず、気軽に相談を

SNS広告から通販で商品を購入したら意図しない定期購入コースだった、エステティックサロンで脱毛したらやけどをした等のトラブルが若者にも多く起きています。このようなトラブルに遭ったら、一人で悩まずできるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。今回は消費生活センターがどのようなところかをご紹介します。

## ●どのような内容を相談できますか？

「商品やサービスの契約で事業者とトラブルになった」「製品を使ってけがをした」などの消費者と事業者のトラブルについて相談できます。専門の資格を持った消費生活相談員が、具体的な解決策などについてのアドバイスなどのお手伝いをしています。

## ●料金はかかりますか？秘密は守られますか？

相談は無料です。

相談の内容や個人情報などの秘密は守られるので、安心して相談してください。

## ●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、当面の間、原則電話による相談のみ受付を行っています。まずはお電話でご相談ください。

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、  
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



まもりん



みもりん